

○大町市上下水道事業経営審議会条例

平成6年9月30日

条例第14号

改正 平成7年3月27日条例第1号

平成11年6月30日条例第22号

平成13年6月29日条例第27号

平成21年3月19日条例第1号

平成25年12月25日条例第43号

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、大町市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業（この条において「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 上下水道事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金に関する事項
- (3) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設水道部上下水道課が行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月30日条例第22号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現にこの条例による改正前の規定によって委嘱又は任命された附属機関の委員は、この条例によって委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成21年3月19日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大町市下水道事業経営審議会条例の廃止)

- 2 大町市下水道事業経営審議会条例(平成7年条例第39条)は、廃止する。